

地自第22号の2

昭和61年 2月19日

社団法人 日本バス協会会長 殿

運輸省地域交通局長

盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について

標記については、昭和53年3月27日付け自旅第105号の2に基づき、貴協会の理解と協力を得てその円滑な実施が図られているところであるが、盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車の機会が多くなっていることに鑑み、今後下記の基準で運用することとしたので、この取扱いについて円滑な実施を図るとともに、盲人の乗合バス乗車について車内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めるよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

記

I. 取扱い基準

1. 盲導犬であることの証明書及び口輪を携帯し、盲導犬はハーネスを装着していること。
2. 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。
3. 盲導犬には口輪の装着を必要としないこと。
但し、車内混雑時等一般乗客の理解が得られない場合は、必要に応じ、装着を求めること。

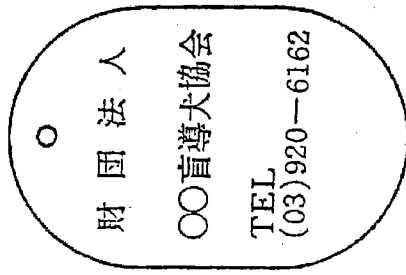
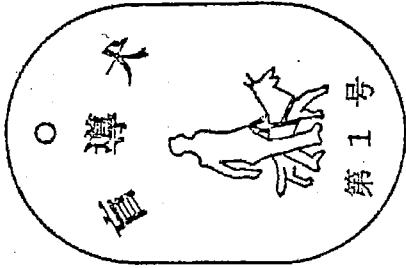
II. 実施時期等

1. 本件取扱いは、昭和61年4月1日から実施する。
2. 昭和53年3月27日付け自旅第105号の2「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」は昭和61年3月31日をもって廃止する。

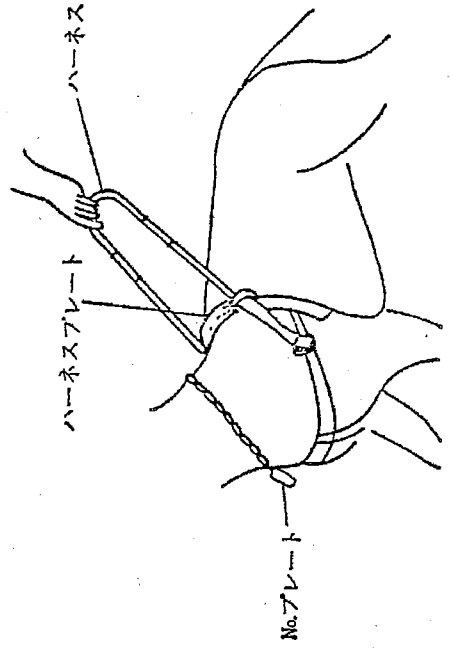
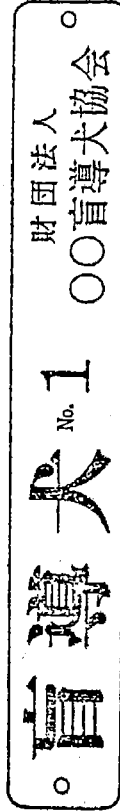
(参考)

盲導犬が装着しているもの

No.プレート(プラスチック製)白地黒文字



ハーネスプレート(金属製)



使用者証

アイ・メイト
使用者証

氏名	姓	名	号
生年月日	所	男・女	
身障等級	犬名	種	
	毛色	雄・雌	

上記は当協会所定の歩行盲導の課程を修了したことを証す。
日本盲人社会福祉施設協議会
財団法人 〇〇犬協会

年 月 日

(表)

この証明書は

- 1 常時、携帯してください。
- 2 交通機関等の要請があった時は明示してください。
- 3 他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 4 紛失した時、または記載事項に変更があった時は、協会に申し出てください。
- 5 問合せは、教習協会に連絡してください。

(裏)

盲導犬使用者証

No. _____

使用者名	姓	名	号
生年月日	所	男・女	
身障等級	犬名	種	
	毛色	雄・雌	

上記は当協会において所定の歩行盲導の課程を修了したことを証す
日本盲人社会福祉施設協議会

使用者と
(盲導犬の
写真)

発行年 月 日

此の証明書は

- 1 常時携帯して下さい。
- 2 交通機関等の要請があった時は明示して下さい。
- 3 他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4 紛失したとき、または記載事項に変更がある時は協会に申し出て下さい。
- 5 問合せは、教習協議会に連絡して下さい。